



平成 27 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社キューブシステム
代表者名 代表取締役社長 崎山 收
(コード番号 2335 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 内田 敏雄
(TEL. 03-5447-3340)

執行役員制度改革および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 27 日開催の取締役会において、下記のとおり「執行役員制度改革」および平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 43 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 執行役員制度改革について

(1) 執行役員制度改革の目的

当社は、平成 18 年 4 月 1 日より執行役員制度を導入しておりますが、業務執行における責任の明確化、それによる取締役会の業務執行に対する監督強化、ならびに意思決定の迅速化による経営の健全性・効率性の確保を目的として、執行役員制度の内容を変更することといたします。

(2) 執行役員制度の概要

- ① 執行役員は、取締役会が決定した経営方針を執行する権限を委任された者で、業務執行を分担して行う責任者となります。
- ② 執行役員の選任・解任は、取締役会にて決議できるものとします。
- ③ 執行役員は、「社長」「副社長」「専務執行役員」「常務執行役員」「上席執行役員」および「執行役員」で構成します。
- ④ 取締役は、執行役員を兼務できるものとします。
- ⑤ 執行役員の任期は 1 年とし、新任の場合は、1 年以内に到来する事業年度末日までとします。但し、再任することがあります。

(3) 上記制度の実施時期

平成 27 年 6 月 25 日

2. 制度改革後の業務執行体制（予定）

氏 名	役職および担当
崎 山 收 [※]	社長
内 田 敏雄 [※]	副社長 統合リスク管理担当 コーポレートサービス本部長
佐 藤 俊 郁	専務執行役員 特定顧客担当
柄 澤 正 樹 [※]	専務執行役員 特定顧客担当
山 岡 一 裕 [※]	常務執行役員 V2020 推進担当 流通・サービスシステム本部長
飯 田 賢 一 郎 [※]	常務執行役員 V2020 推進担当 金融システム本部長
名 倉 和 希	上席執行役員 事業推進本部長
小 高 実	執行役員 IT インフラソリューション本部長
西 村 秀 明	執行役員 西日本システム本部長
米 本 信 義	執行役員 流通・サービスシステム本部 副本部長
斉 藤 正 晃	執行役員 金融システム本部 副本部長 金融ソリューション・サービス第1部長（兼務）
熊 谷 謙 吉	執行役員 金融システム本部 副本部長 金融保険ソリューション・サービス部長（兼務）

※ 印は取締役兼務執行役員となります。

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

「執行役員制度改革」に伴い、以下のとおり現行定款を一部変更いたします。

役付取締役に関して、社長、副社長、専務および常務は執行役員としての役位とするため、「取締役社長」「取締役副社長」、「専務取締役」および「常務取締役」を廃止します。また、役付取締役の一部廃止に伴い、株主総会並びに取締役会の招集権者及び議長を変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行	変 更 案
<p>第 15 条 (招集権者および議長)</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって<u>取締役社長</u>が招集する。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>取締役社長</u>が議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>第 15 条 (招集権者および議長)</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって<u>代表取締役</u>が招集する。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>代表取締役</u>が議長となる。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p>第 23 条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>第 23 条 (代表取締役等)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役の中から必要に応じ、会長 1 名を選定することができる。</u></p>
<p>第 25 条 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>第 25 条 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役または取締役</u>が招集し、議長となる。<u>前述の代表取締役または取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>

(3) 日程

本変更は、平成 27 年 6 月 25 日に開催予定の第 43 回定時株主総会の決議を経て効力が発生します。

以上